

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
2101	議会の解散請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第100条で準用する第91条第2項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局	
2102	議会議員の解職請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第110条で準用する第91条第2項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局	
2103	長の解職請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第116条で準用する第91条第2項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局	
2104	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第107条第3項、第113条、第116条の2、第120条	×ア	7日	選挙管理委員会事務局	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの